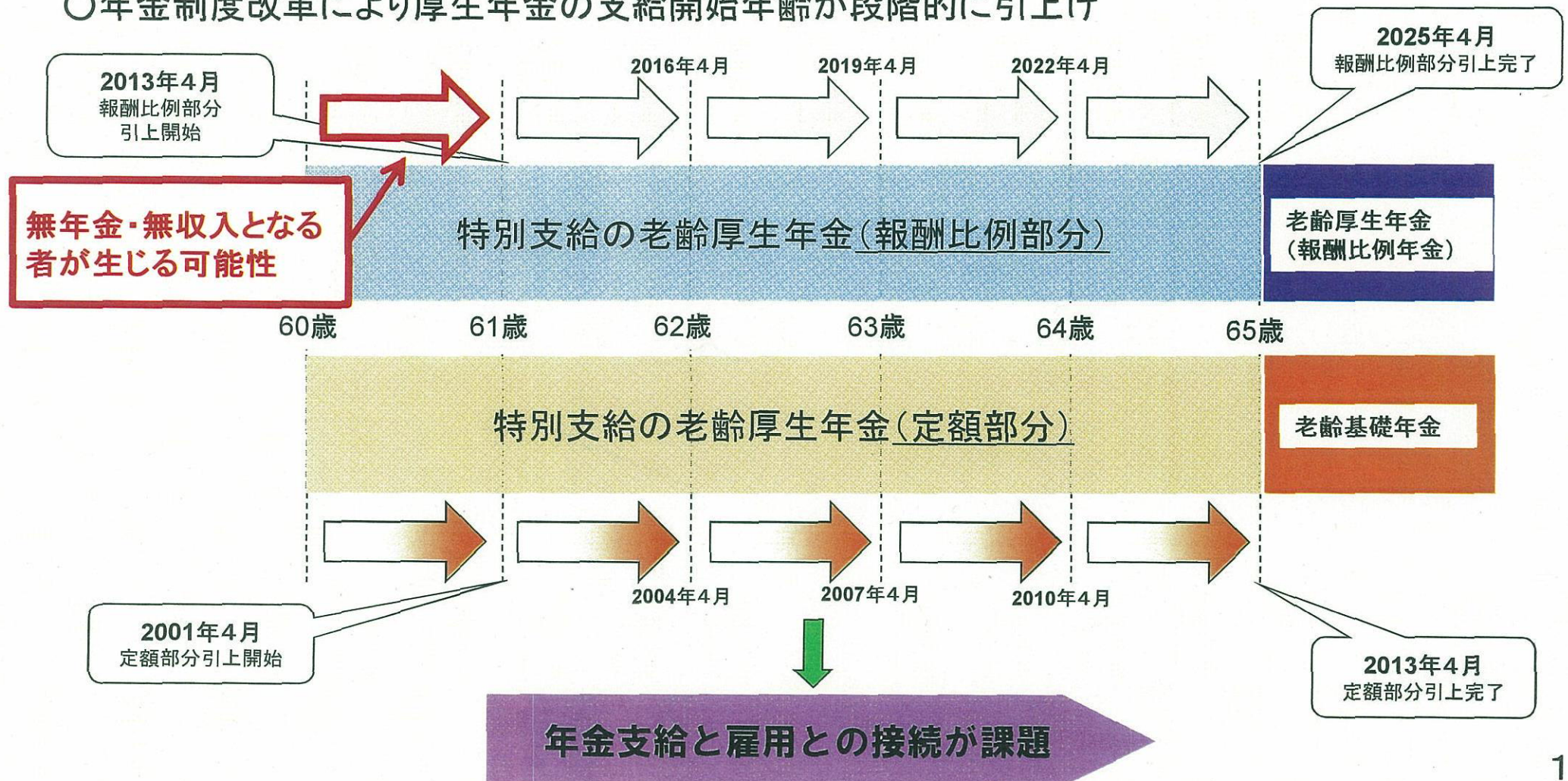


関係資料

厚生年金の支給開始年齢の引上げ

公的年金（厚生年金）の支給開始年齢の引上げにより、現在の高年齢者雇用制度のままでは、平成25年度には、60歳定年以降、継続雇用を希望したとしても、雇用が継続されず、また年金も支給されないことにより無収入となる者が生じる可能性。

○年金制度改革により厚生年金の支給開始年齢が段階的に引上げ



高年齢者雇用安定法における例外措置の廃止

- 現在の高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用制度において、定年を定める場合には、60歳を下回ることができない（法第8条）。
- 65歳未満の定年を定めている事業主に対して、65歳までの雇用を確保するため、次のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を導入する義務（法第9条）が、平成16年改正ですでに義務付けられている。

- ①定年の引上げ
- ②継続雇用制度の導入（労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可）
- ③定年の定め廃止

希望者全員の65歳までの継続雇用の確保のためには
基準制度の廃止が必要。（法律の改正が必要）

いずれかの措置の実施がすでに義務化されている
（いずれかの措置を会社の制度として導入する義務であり、個々の労働者の雇用義務ではない）

- ・高年齢者雇用確保措置導入割合：95.7%
- ・過去一年間の定年到達者（約43.5万人）のうち、基準に該当せず離職した者の割合：1.8%（約7,600人）
（ともに31人以上規模企業を集計）

高年齢者に係る雇用制度の状況

(平成23年6月1日現在)

平成23（2011）年6月1日現在の企業（31人以上規模）における高年齢者の雇用状況は以下のとおりとなっている。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用安定法に沿った高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は138,429社中132,429社、95.7%（前年差0.9ポイント減）（大企業99.0%（0.3ポイント増）、中小企業95.3%（1.0ポイント減））

※ 中小企業において継続雇用制度の対象となる者の基準を就業規則等で定めることができる経過措置が昨年度末をもって終了した。そのため、労使協定の締結等ができていない企業が確保措置未実施企業となったため、昨年比減少した。

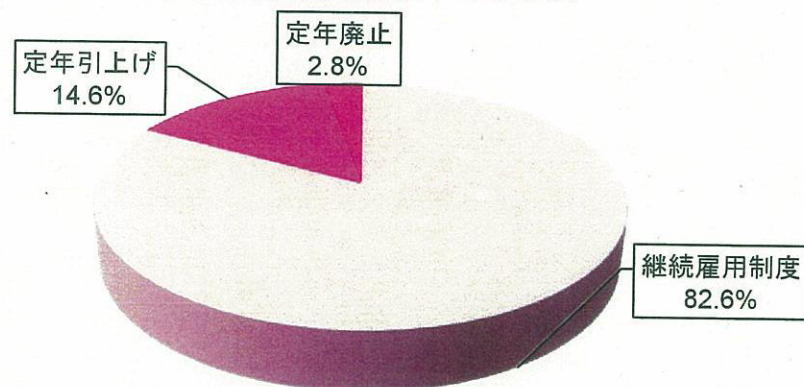
2 雇用確保措置の内容

雇用確保措置実施済み企業のうち、定年の廃止や定年の引上げの措置を講じたところは少なく、82.6%が継続雇用制度を導入

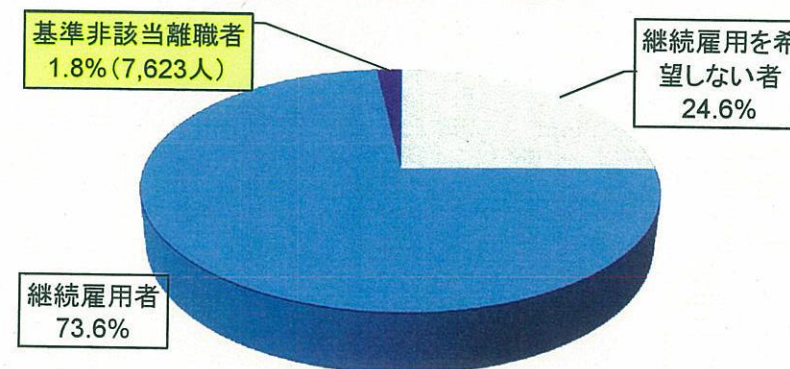
3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者約43万5千人のうち、継続雇用を希望しなかった者の割合は24.6%、定年後に継続雇用された者の割合は73.6%、基準非該当となった者の割合は1.8%。

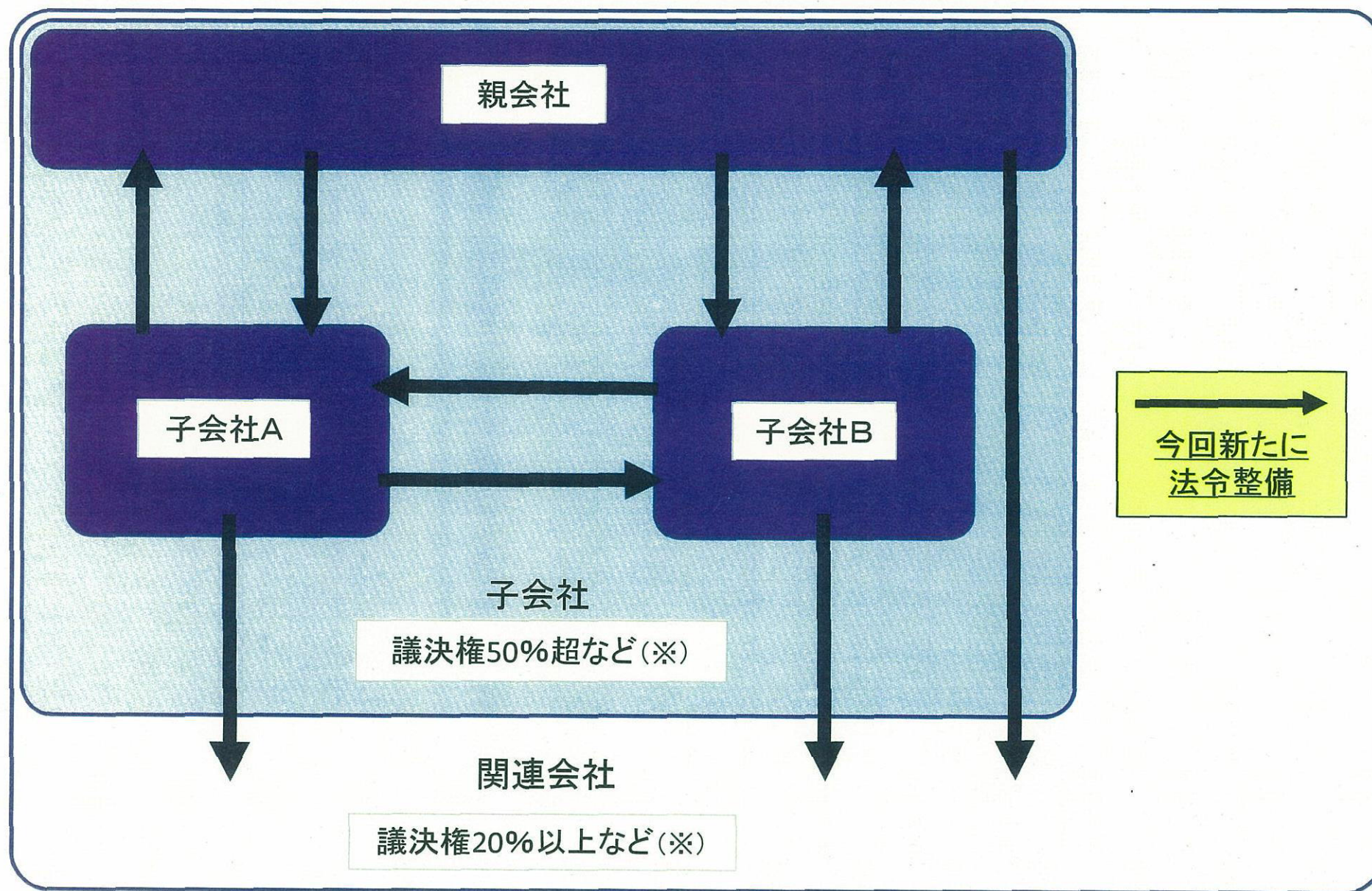
雇用確保措置の内容



定年到達者の動向



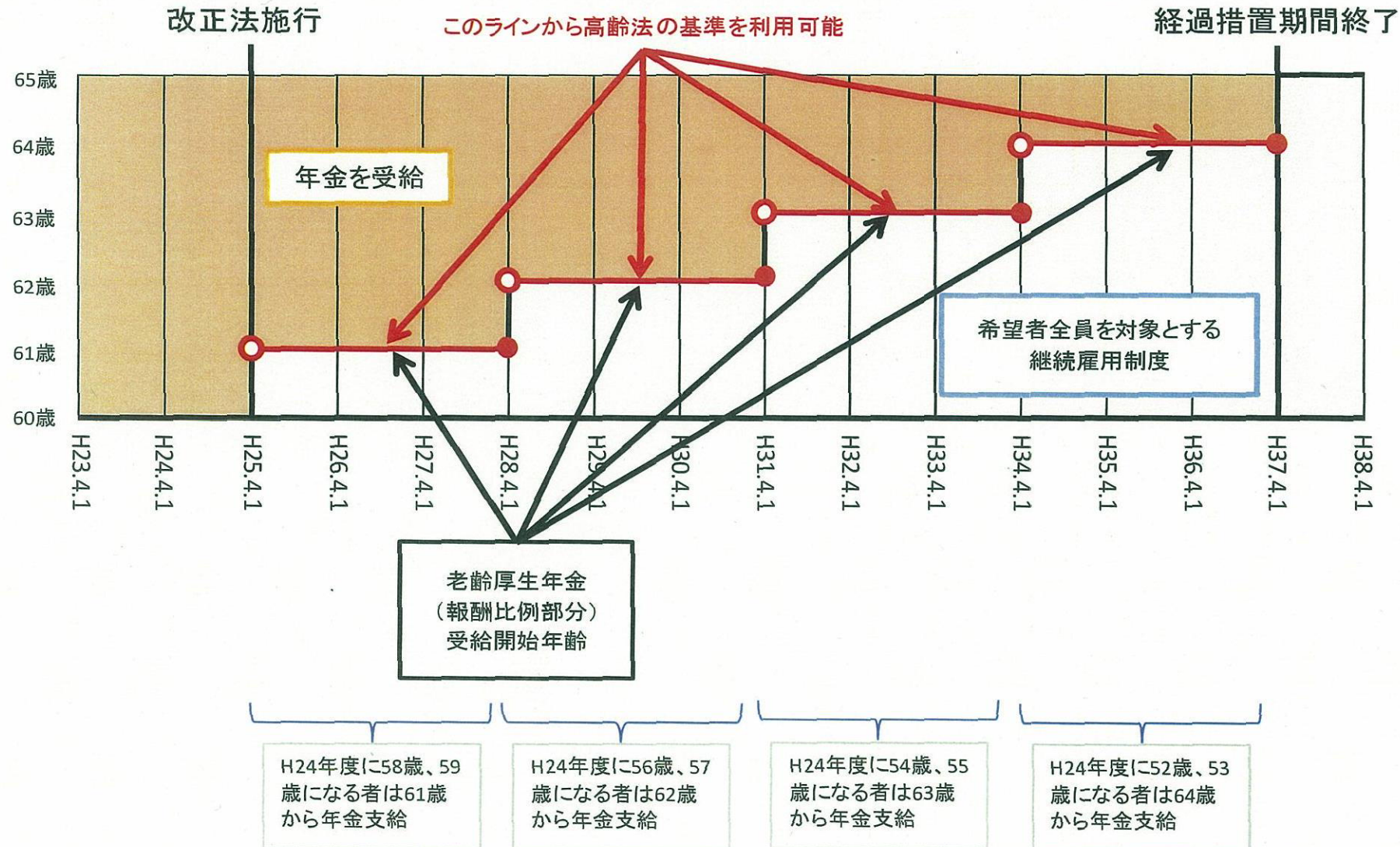
継続雇用制度の雇用先の特例



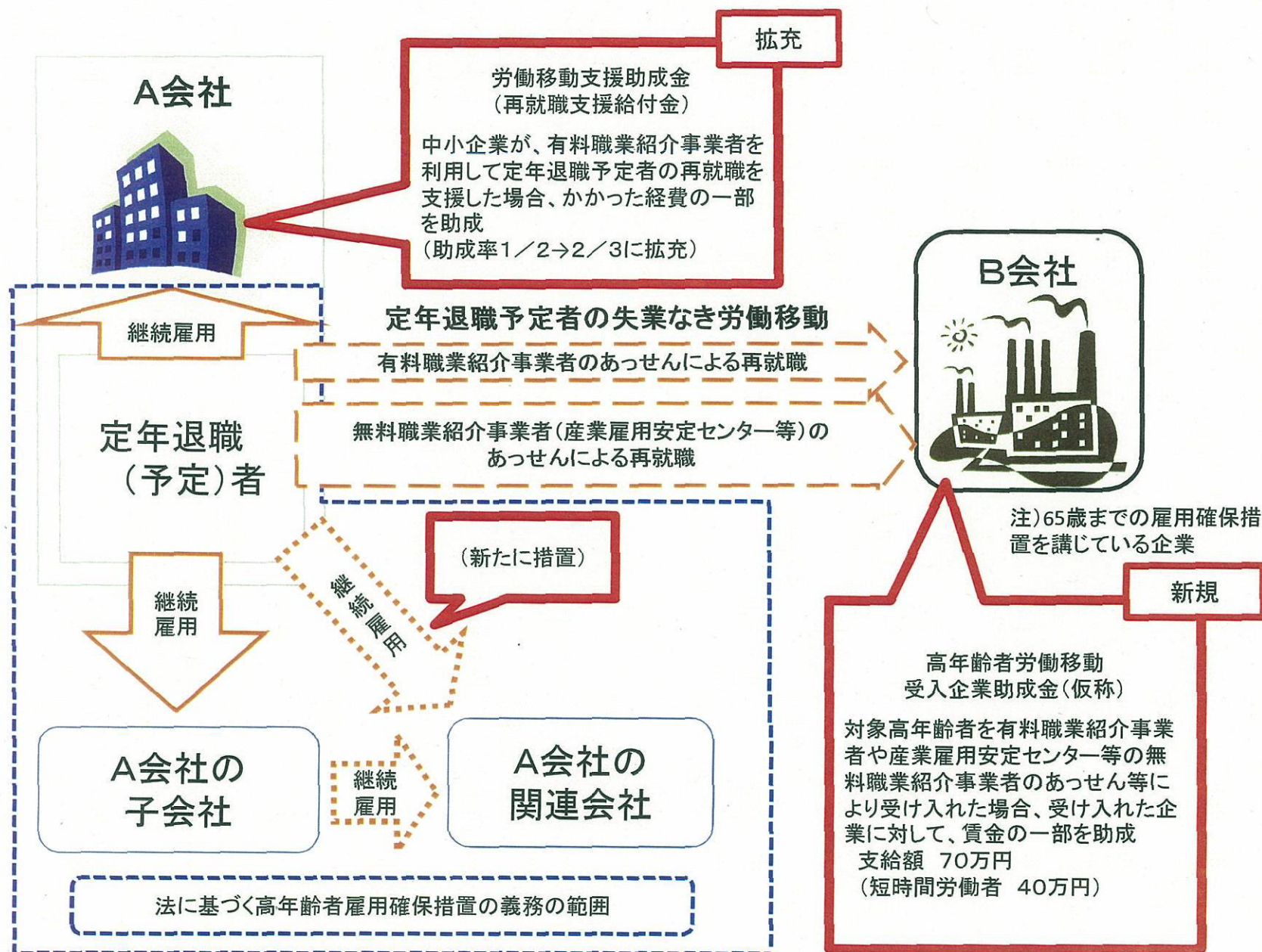
※ 子会社、関連会社の範囲は、会社法等の定義による。

経過措置のイメージ

現行の高齢法第9条第2項に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けている事業主は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、その基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設ける。



高年齢者雇用制度の見直しに関する助成金の充実（イメージ）



高年齢者雇用に係る助成金

定年の引上げ等に対する支援

- 中小企業定年引上げ等奨励金(平成24年度予定額 7,503百万円)
65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、70歳以上までの希望者全員対象の継続雇用制度の導入等に取り組む中小企業事業主に対して、一定額を支給。(20～120万円)
- 高年齢者職域拡大等助成金(平成24年度予定額 1,135百万円)
希望者全員が65歳まで働ける制度等の導入に併せて、高年齢者の職域拡大や雇用管理制度の構築に取り組む事業主に対して、当該取組に要した費用の3分の1を支給。(上限額500万円)

高年齢者等の労働移動に対する支援

- 労働移動支援助成金(再就職支援給付金)(平成24年度予定額 363百万円) **拡充**
中小企業事業主(送り出し側)が、労働者の再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した場合に、委託費用の2分の1(55歳以上は3分の2)を助成。(上限額1人当たり40万円)
- 高年齢者労働移動受入企業助成金(平成24年度予定額 2,700百万円) **新規**
他の企業での雇用を希望する定年を控えた高年齢者を、職業紹介事業者の紹介により、雇い入れる事業主(受け入れ側)に対して、助成金を支給。(雇入れ1人につき70万円(短時間労働者40万円))

高年齢者の雇入れ等に対する支援

- 特定求職者雇用開発助成金(平成24年度予定額 40,677百万円)
高年齢者(60歳以上)や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部を助成。(中小企業の場合、1人につき90万円(短時間労働者60万円))
- 試行雇用奨励金(中高年トライアル雇用奨励金)(平成24年度予定額 526百万円)
常用雇用への移行を前提として中高年齢者(45歳以上)を試行的に受け入れて雇用する事業主に対して、試行雇用奨励金を支給。(1人につき月額4万円・3ヶ月)